

改葬許可申請の手続について

「改葬」とは

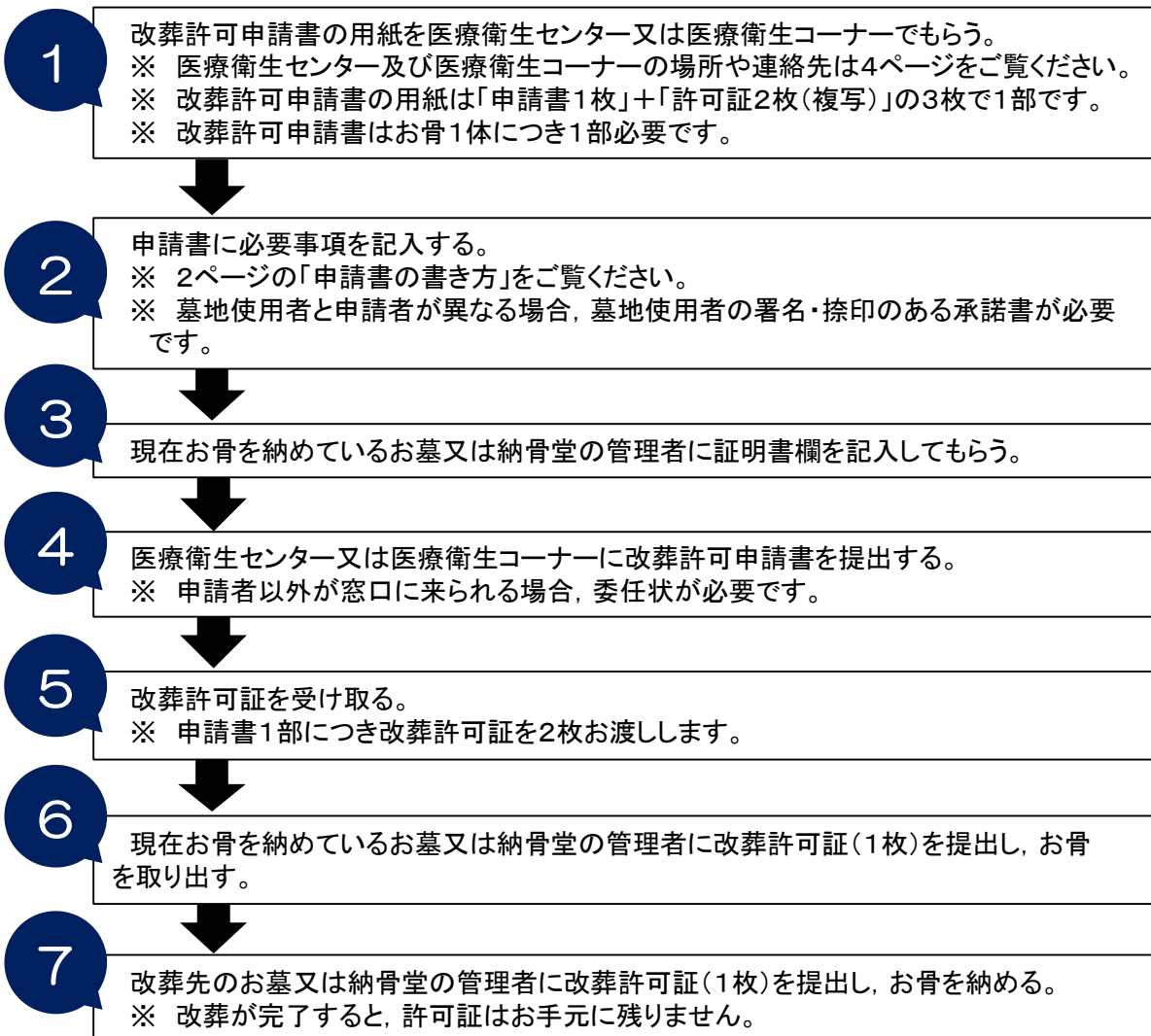
お墓又は納骨堂に納められているお骨を、別のお墓又は納骨堂に移動させることをいいます。
改葬を行うためには、現在お骨が納められているお墓又は納骨堂を所管する市町村が発行する改葬許可証が必要です。

○ 「改葬」の手続をはじめる前に

以下の点について確認してください。

- ・ 現在お骨を納めているお墓又は納骨堂は、京都市内にありますか。京都市外の場合は、お墓又は納骨堂がある市区町村にご相談ください。
- ・ 火葬後、これまでご自宅に安置していたお骨をお墓に納める場合等、お骨を移動させても改葬には当たらず、改葬許可申請が不要な場合があります。3ページの「よくあるご質問」をご確認いただくか、4ページのお問合せ先にご相談ください。
- ・ 改葬に当たって、移動先のお墓又は納骨堂を決めておく必要があります。
- ・ 現在お骨を納めているお墓又は納骨堂の管理者に、改葬を行うことをあらかじめ伝えておきましょう。

○ 「改葬」の手続の流れ



《記入例》

収受印

起案 決定 発行 文書番号

【注意】

- 改葬許可申請書の用紙は、「申請書1枚」+「許可証2枚(複写)」の計3枚で1部となっています。
- 申請にはお骨1体分につき申請書1部が必要です。
- 申請者記入欄(実線太枠内)を記入し、墓地等管理者による証明(点線枠内)を記入していただくうえで、医療衛生センター又は医療衛生コーナーに提出してください。

改葬許可申請書

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先) 京都市保健所長

申請者氏名 〇〇 〇〇

死亡者の本籍	京都市〇〇区〇〇町〇番地								
死亡者の住所	京都市〇〇区〇〇町〇番地								
死亡者の氏名	△△ △△								
死亡者の性別	女性								
死亡年月日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日								
埋葬又は火葬の場	京都市中央斎場								
埋葬又は火葬の年月日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日								
改葬の理由	例) 新たな墓地へ移すため、納骨堂へ納めるため 等								
改葬の場所	京都市〇〇区〇〇町〇番地 〇〇寺								
申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係	<table> <tr> <td>住所</td><td>京都市〇〇区〇〇町〇番地</td></tr> <tr> <td>氏名</td><td>〇〇 〇〇</td></tr> <tr> <td>死亡者との続柄</td><td>長男</td></tr> <tr> <td>墓地使用者等との関係</td><td>本人</td></tr> </table>	住所	京都市〇〇区〇〇町〇番地	氏名	〇〇 〇〇	死亡者との続柄	長男	墓地使用者等との関係	本人
住所	京都市〇〇区〇〇町〇番地								
氏名	〇〇 〇〇								
死亡者との続柄	長男								
墓地使用者等との関係	本人								

参考:京都市内の火葬場
～S53.3 蓮華谷火葬場
又は花山火葬場
～S56.3 蓮華谷火葬場
S56.4～ 京都市中央斎場

死亡者からみて申請者はどのような関係ですか？
(例:子、孫、姪など)

証明書

墓地等の管理者が記入する欄です。

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

上記申請書の死体・焼骨を当墓地に埋葬・埋蔵・収蔵していることを証明します。

墓地又は納骨堂の経営者名
所在地
管理者住所
氏名

宗教法人〇〇寺 代表役員 〇〇 〇〇
京都市〇〇区〇〇町〇番地
京都市〇〇区〇〇町〇番地
〇〇 〇〇

墓地又は納骨堂の所在地を記入してください(寺等の所在地ではありません)。

管理者(個人)の印です。

印

～よくあるご質問～

Q 1 改葬許可証の発行に料金はかかりますか？

A 1 改葬許可証の発行手数料は無料です。

Q 2 改葬許可証はすぐに発行されますか？

A 2 申請書を窓口に出したら、その場で改葬許可証を発行します。ただし、一度に複数の申請をされる場合はお時間をいただくことがあります。

Q 3 現在お墓は北区にありますが、家の近くの中京医療衛生コーナーで申請できますか？

A 3 現在のお墓が京都市内であれば、医療衛生センター及び全ての医療衛生コーナーで申請ができます。センター及び各コーナーの所在地は、4ページをご覧ください。

Q 4 死亡者住所（又は本籍、火葬場所、死亡年月日等）がわかりません。

A 4 空欄にせず、「不詳」と記入してください。

Q 5 現在土葬されているのですが、改葬することはできますか？

A 5 できます。ただし、改葬先の市町村やお墓によっては土葬を禁止していることがあります。その場合は、ご遺体を新しいお墓に納める前に火葬する必要がありますので、改葬先の市町村に確認してください。京都市で火葬される場合は、京都市中央斎場（075-561-4251）にお問合せください。

Q 6 改葬の場所（改葬先）が決まっていますが、改葬許可の申請はできますか？

A 6 できません。改葬先が決まってから申請してください。

Q 7 火葬後、自宅に安置していたお骨を**はじめてお墓又は納骨堂に納める際**、改葬許可証は必要ですか？

A 7 この場合は改葬に当たらず、改葬許可証は不要ですが、火葬場で発行される火葬証明が必要です。

Q 8 お骨をお墓又は納骨堂から出して、自宅に安置します。改葬許可証は必要ですか？

A 8 この場合は改葬に当たらず、改葬許可証は不要です。ただし、将来いずれかのお墓等に改めて納骨する際に困られないよう、現在のお墓等の管理者から、埋葬等されていた場所や期間等が記載された書類をもらっておくことをお勧めします。

なお、取り出したお骨を自宅の庭等に埋葬することは、法律で禁じられていますので、絶対にしないでください。

Q 9 お骨をお墓又は納骨堂から出して、二つに分けたあと、一つは元のお墓又は納骨堂に戻し、もう一つは別のお墓等に納めます。改葬許可証は必要ですか？

A 9 これは「分骨」という手続になります。改葬には当たりませんので、改葬許可証は不要です。お骨を分ける際に、お墓等の管理者に「分骨証明書」を発行してもらってください。

Q10 改葬許可証を取得した後に、改葬先を変更することになりました。変更後の改葬先が記載された許可証を取得するには、どのような手続が必要ですか？

A10 現在、手元にある改葬許可証に、改葬許可申請後の経緯（改葬先が変更になった理由や、お骨を取り出した後の管理方法等）を示した文書を添付して、再度、改葬許可申請を行ってください。その場合、管理者による証明書は不要です。

申請書の提出先・お問合せ先

1 京都市医療衛生センター

京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル2, 6階

担当・行政区	電話番号	FAX番号
北東部方面担当（北区，上京区，左京区，東山区）	075-746-7211	075-251-7236
中部方面担当（中京区，下京区）	075-746-7212	075-251-7236
西部方面担当（右京区，西京区）	075-746-7214	075-251-7234
南東部方面担当（山科区，南区，伏見区）	075-746-7213	075-251-7236

※ 現在お骨を納めているお墓等のある区の担当にお問合せください。

2 各区の医療衛生コーナー

コーナー名	所在地
北 医療衛生コーナー	京都市北区紫野東御所田町 33-1（北区総合庁舎内）
上京医療衛生コーナー	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町 285（上京区総合庁舎内）
左京医療衛生コーナー	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2（左京区総合庁舎内）
中京医療衛生コーナー	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521（中京区総合庁舎内）
東山医療衛生コーナー	京都市東山区清水五丁目 130-6（東山区総合庁舎内）
山科医療衛生コーナー	京都市山科区榎辻池尻町 14-2（山科区総合庁舎内）
下京医療衛生コーナー	京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608-8（下京区総合庁舎内）
南 医療衛生コーナー	京都市南区西九条南田町 1-3（南区総合庁舎内）
右京医療衛生コーナー	京都市右京区太秦下刑部町 12（右京区総合庁舎内）
西京医療衛生コーナー	京都市西京区上桂森町 25-1（西京区総合庁舎内）
洛西医療衛生コーナー	京都市西京区大原野東境谷町 2丁目 1-2（西京区役所洛西支所内）
伏見医療衛生コーナー	京都市伏見区鷹匠町 39-2（伏見区総合庁舎内）
深草医療衛生コーナー	京都市伏見区深草向畑町 93-1（伏見区役所深草支所内）
醍醐医療衛生コーナー	京都市伏見区醍醐大構町 28（伏見区役所醍醐支所内）

※ 現在お骨を納めているお墓等のある区に関係なく、どのコーナーでも申請ができます。

※ 電話・FAXでのご相談は、医療衛生センターにおかけください。

※ 医療衛生センター及びコーナーの地図は、下記のホームページをご覧ください。

（<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000161873.html>）



京都市
CITY OF KYOTO

発行：京都市保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課

京都市印刷物 第304876号 平成30年12月発行